

道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会開催要領

第1 目的

令和4年5月16日付けで、令和元年に自死した道立江差高等看護学院（以下「江差高看」という。）の学生のご遺族から、代理人弁護士を通じて道に対し、第三者委員会によるハラスメントの有無の調査を要望する旨の文書を受理したことを踏まえ、本件事案の重大性に鑑み、客観性を確保する観点から、第三者による調査等を実施するため、第三者調査委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

第2 内容

委員会の活動内容は次のとおりとする。

- (1) 本件事案に関するハラスメントの情報収集
- (2) 現地調査
- (3) 現地調査結果の取りまとめ
- (4) その他調査に必要な事項

第3 構成

- (1) 委員会は、目的の達成のために必要な見識を持つ、人権問題等に精通した弁護士2名、心理学や人権問題等に精通した大学教授1名の計3名で構成する。
- (2) 委員は、公正・中立の立場で客観的に調査等を行うことができる学識経験等を有する者のうちから、関係団体の推薦及び承認を得た者を北海道保健福祉部長が委嘱する。

第4 運営

- (1) 委員会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- (3) 委員会は、必要に応じて座長が招集し、主催する。
- (4) 座長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の有識者等に委員会への出席を求め、その意見等を聴くことができる。

第5 その他

委員会の事務は、保健福祉部地域医療推進局医務薬務課に置くが、客観性の確保のため、事務的な作業のみとする。

附則 この要領は、令和4年6月30日から施行する。